

建築士による工事監理をした四号建築物に係る検査の特例を受ける場合の留意事項
(建築基準法第7条の5関係)

建築基準法では建築士が設計、監理した法第6条第1項第四号の建築物（小規模な一戸建ての住宅など）について、完了検査における特例を受ける事が可能です。

検査の特例を受けることにより、構造関係規定の一部など検査項目の一部を省略する事が可能です。

【検査の提出書類】

提出書類	特例を受ける場合	特例を受けない場合
委任状（代理者が申請する場合に限る）	必要	必要
北海道収入証紙（手数料）	必要	必要
完了検査申請書	必要	必要
確認申請の副本（確認に要した図書、書類）	道に副本が無い場合に提出	道に副本が無い場合に提出
構造耐力上主要な部分の軸組の写真	必要	不要
構造耐力上主要な部分の仕口その他接合部の写真	必要	不要
構造耐力上主要な部分の鉄筋部分等の写真	必要	不要
軽微な変更が生じた場合の変更内容を記載した書類及び関係図面	必要	必要

※上記に加え、都市緑地法に係る認定、建築物省エネ法の適合性判定を受けた場合は、関係する書類の提出も必要。

【添付を要する写真の内容】

区分	木造	鉄骨造	RC造
軸組の写真	柱、耐力壁、筋交いの位置と仕様（軸組全体の写真1枚以上）が確認できる写真 小屋ばり組、床組に係る振れ止め、火打ち、根太等の設置状況（小屋組の全体写真、床組みの全体写真各1枚以上）が確認できる写真	柱、梁、ブレースの位置と仕様（軸組全体の写真1枚以上）が確認できる写真 梁、水平ブレースの設置状況（設置状況に係る全体写真1枚以上）が確認できる写真	柱、耐力壁の位置と仕様（軸組の配筋写真1枚以上）が確認できる写真 梁、スラブの位置と仕様（床の全体の配筋写真1枚以上）が確認できる写真
仕口その他接合部の写真	接合部の金物の位置と仕様（軸組全体の写真、接合部の拡大写真各1枚以上）が確認できる写真 基礎と土台の接合部分（基礎と土台部分の全体写真、接合部の拡大写真各1枚以上）が確認できる写真	接合部の仕様（軸組全体の写真、接合部の拡大写真各1枚以上）が確認できる写真 基礎と柱脚の接合部分（基礎の全体写真、接合部の拡大写真各1枚以上）が確認できる写真	
鉄筋部分等	基礎の形状と配筋（基礎の形状が分かる写真、基礎の配筋を写した写真各1枚以上）が分かる写真	基礎の形状と配筋（基礎の形状が分かる写真、基礎の配筋を写した写真各1枚以上）が分かる写真	基礎の形状と配筋（基礎の形状が分かる写真、基礎の配筋を写した写真各1枚以上）が分かる写真

※写真は表に記載している枚数よりも多く添付して構いません。また、記載している項目が1枚で確認できる場合は、重複する写真は添付を省略できます。

【写真の審査】

添付された写真は不適合が無いが審査し、疑義が生じた場合は、法に基づく報告を求める事があります。

（北海道釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係）